

役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人薫風会

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人薫風会（以下、「法人」という。）の役員の報酬等に関する事項を定めたものである。

（役員の範囲）

第2条 役員とは、評議員会で選任された理事及び監事をいう。

2. 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする常勤の理事長、理事をいい、非常勤役員とは、常勤以外の理事及び監事をいう。

（報酬等の範囲）

第3条 役員の報酬等とは、法人が常勤役員及び非常勤役員に対し、業務執行の対価として支払うものをいう。ただし、管理監督者（施設長及び事務長）との兼務役員については、別に定める職員を対象とする給与規程によるものとする。

（報酬の区分）

第4条 常勤役員の報酬は、年俸制とする。

2. 非常勤理事及び監事の報酬は日当とする。

第2章 常勤役員の報酬等の決定基準

（常勤役員の報酬額の決定）

第5条 常勤役員の報酬等は、別表1「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、理事会の承認を得て、決めるものとする。

（長期欠勤の理事の報酬等）

第6条 常勤役員が病気その他の事由によって長期欠勤した場合の報酬等は、その任期が満了するまでは、原則として減額しない。

（常勤役員の報酬等の支給方法）

第7条 常勤役員報酬月額は、職員給与の支給日に支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは、金融機関休業日の後に支給するものとする。

2. 役員が月の途中で就任する場合には、暦の日数に応じ報酬月額を日割り計算する。
3. 役員が月の途中で退任する場合には、減額せず1ヶ月分を支給する。

（報酬等からの控除）

第8条 毎月の役員報酬等から控除されるものは、源泉所得税、地方税、社会保険料等その他法人の定めたものとする。

第3章 非常勤役員の報酬等の決定基準

(非常勤役員の報酬額の決定)

第9条 非常勤理事及び監事の報酬額は、別表2のとおりとする。

(非常勤役員の報酬の支給方法)

第10条 非常勤役員の報酬は、理事会等への出席の都度支払うものとする。

第4章 役員報酬等の改定

(役員報酬等の改定)

第11条 役員報酬等は、理事会の決議により定められた別表1により改定を行うことがある。
なお、この改定は、任期更改時に理事会の承認を得て行う。

(役員報酬等とベースアップ)

第12条 職員給与のベースアップに伴い、役員報酬等との間に著しい不均衡が発生するような場合には、職員給与のベースアップ期の理事会の承認を得た上で、役員報酬等の改定を行うことがある。

(特別減額の措置)

第13条 役員の報酬等については、必要に応じ理事会において法人の財務状況その他の理由により臨時に減額の措置をとることがある。

第5章 退職慰労金

(退職慰労金の決定)

第14条 退職慰労金は、専任の常勤理事が退任する場合に、その在任期間中の功労に報いるために、理事会の承認を得て決定する。

(退職慰労金の支給方法)

第15条 前条の退職慰労金については、別途加入する保険をもって支払いに充てるものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年9月25日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成26年3月31日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、令和4年6月23日から適用する。

<別 表>

○役員の報酬等

別表1 常勤役員の報酬月額

等級	年報酬額	月支給額
0	8,000,040	666,670
1	8,240,040	686,670
2	8,487,240	707,270
3	8,741,760	728,480
4	9,003,960	750,330
5	9,273,960	772,830
6	9,552,120	796,010
7	9,838,680	819,890
8	10,133,760	844,480
9	10,437,720	869,810
10	10,750,800	895,900
11	11,073,240	922,770
12	11,405,400	950,450
13	11,747,520	978,960
14	12,099,840	1,008,320
15	12,462,720	1,038,560
16	12,836,520	1,069,710
17	13,221,600	1,101,800
18	13,618,200	1,134,850
19	14,026,680	1,168,890
20	14,447,400	1,203,950
21	14,880,720	1,240,060
22	15,327,120	1,277,260

別表2 非常勤役員の報酬額

職 名	日当の金額
非常勤理事・監事	1日あたり10,000円